

公衆浴場の設置の基準

平成19年4月1日現在

- 1 事前指導
土木事務所、消防署の指導を受けていること
- 2 設置距離制限
普通公衆浴場と既存施設は350m以上離れていること。
- 3 施設基準一覧

第4条 第1号 (換気、採光、照明、保温、清潔、入浴者の衛生基準)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	貸切 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
イ 脱衣室、浴室に直接外気に面した開閉式の窓の設置(適当な換気装置がある場合を除く)						
ロ 採光・照明(床面) 脱衣室、浴室、便所 150ルクス以上 下足場 300ルクス以上 廊下 75ルクス以上						
ハ 浴槽の水温(副浴槽を除く) 適温保持			×			
ニ 脱衣室、浴室、便所、休憩室等の清潔保持 (月1回以上の消毒) 脱衣室には畳、むしろ等(これに類するもの)を敷かないこと						
ホ 下足場、脱衣室の保管設備の設置						
ヘ 営業中は監視人を置くこと		×		×		
ト 脱衣室と浴室の通路は、透明なガラス戸等で仕切ること		×		×		
チ 脱衣室は男女別、12.5m ² 以上		×	×	×	×	×
リ 洗い場は男女別、12.5m ² 以上		×	×	×		×
又 洗い場の床、浴槽、浴室の内壁で床面から1mまでの部分、排水溝、下水溝、下水だめは耐水性材料であること						
ル 浴室は、水滴の落下を防ぐ構造または設備						
ヲ 洗い場には傾斜をつける。汚水が屋外の下水溝、下水だめに流出する構造にし、ふたをすること。						
ワ 浴室内のコックまたはシャワーの設置、湯および水の供給確保						
カ 脱衣室、浴室に1カ所以上飲料水供給施設の設置とその掲示						
コ 浴槽の基準(副浴槽を除く) ・深さ 0.6m以上 ・露出部の高さ 洗い場の床面から 0.3m以上 (洗い場、浴槽からの水が浴槽内に流入しない措置が講じられている場合は不要) ・面積 3.3m ² 以上		×	×	×		×
タ 洗い場の給水栓の中心点の間隔 0.7m以上				×		
シ 浴槽水の換水および浴槽の清掃(毎日) 循環式または常時給湯かつ給湯量が浴槽量以上の場合は、1週間に1回以上換水および清掃		×	×	×		
ソ 循環式 ・ろ過器の設置 ・処理能力(1h当たり)が浴槽の容量以上 ・ろ材の洗浄、交換が容易な構造 ・ろ過器等の生物膜等の除去(1週間に1回以上)等 ・集毛器の設置 ・配管の生物膜等の除去(1週間に1回以上) ・浴槽水の消毒(塩素系薬剤等) ・薬剤消毒の場合、薬剤の注入口等がろ過器前に設		×	×	×		

置 ・塩素系薬剤使用の場合、塩素濃度測定（毎日1回以上）および記録作成保存（3年間） ・塩素濃度の維持（0.2～0.4mg/L） ・循環浴槽水を打たせ湯、シャワーに供しないこと							
ツ 原湯貯留槽の点検および清掃、消毒			×	×	×		
ネ 回収槽 ・地下に埋設しない ・容易に清掃ができる構造 ・消毒設備の設置 ・回収槽等の定期的な清掃、消毒			×	×	×		
ナ 気泡発生装置の空気の入口に土ぼこりが入らない構造			×	×	×		
ラ 浴槽水、原湯等が水質基準（規則）に適合			×	×	×		
△ 水質検査の実施、記録保存（3年間）			×	×	×		
ウ 衛生責任者の選任			×	×	×		
ヰ 衛生管理手引書の作成、周知			×	×	×		
ノ 衛生管理点検表の作成、記録、保存（3年間）			×	×	×		
第4条 第2号 （風紀の基準）	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	貸切 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5	
イ 10歳以上の男女を混浴させない			×	×			
ロ 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品をおかないこと							
ハ 入浴者の出入口は、男女別に区別しその掲示をする			×	×	×		
ニ 脱衣室、浴室、便所等は外から見通すことができない構造とすること							
ホ 脱衣室、浴室は、男女別にし、その境界は壁を設け相互に見通すことができない構造とすること			×	×	×		
ヘ 入浴者用便所は男女別に設けること			×	×	×		×
第4条 第3号 （熱気、蒸気等を使用して入浴する設備）	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	貸切 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5	
イ 熱気室等は、男女別に設けること			×	×	×		
ロ 熱気室等の床面、内壁、天井は、耐熱性の材料を用いること			×		×		
ハ 熱気室等には、掃除の際の水が完全に屋外に排出できる排水口を設けること			×		×		
ニ 熱気室等の熱気・蒸気の放出口および放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造とし、熱気室等の入浴者が接触するおそれのある箇所に金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講じること			×		×		
ホ 熱気室等には、給気口および排気口を適当な位置に設けること			×		×		
ヘ 熱気室等には、温度調節設備を設けること			×		×		
ト 熱気室等には、利用基準温度を表示し、温度計を備えるほか、必要に応じて湿度計を備えること			×		×		
チ 熱気室等には、室内を容易に見通すことができる窓を設けるとともに、入浴者の見やすい場所に非常用ブザーその他の通報装置を設けること。			×		×		
リ 熱気室等の採光または照明は、床面において75ルクス以上			×		×		
又 入浴者の見やすい場所に使用上の注意を表示し、熱気室等の使用中は、入浴者の安全に注意すること			×		×		
第4条 第4号 （屋外に浴槽を設ける場合—露天風呂）	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	貸切 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5	
イ 浴槽水は、適温に保つこと			×		×		

□ 浴槽およびこれに附帯する通路その他の部分は、男女別に区分し、その境界には隔壁を設け、相互に見通すことのできない構造とすること		×		×		
ハ 浴槽およびこれに附帯する通路その他の部分は、屋外から見通すことのできない構造とすること		×		×		
ニ 屋外には、洗い場を設けない		×		×		
ホ 浴槽に附帯する通路その他の部分は、脱衣室または浴室から直接出入りできる構造とすること		×		×		
ヘ 浴槽およびこれに附帯する通路その他の部分は、十分な照度のあること		×		×		
ト 循環または原湯の常時供給等により、浮遊物等を除去すること						
チ 屋外の浴槽水が屋内の浴槽に流入しない構造		×		×		
第5条 第1号 (個室を設け、入浴させる設備を有するもの)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	貸切 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
□ 個室の数 5室以上	×		×	×	×	×
ハ 個室の面積 9.9m ² 以上	×		×	×	×	×
ニ 個室の出入口の扉の適当な位置に、内部を見通すことのできる窓を設け、扉には鍵をつけないこと	×		×	×	×	×
ホ 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装または行為をさせないこと	×		×		×	×
ヘ 入浴者に、風紀を乱し、またはそのおそれのある行為をさせないこと	×		×		×	×
ト 個室には、同時に2人以上の入浴者を入室させないこと	×		×	×	×	×
第5条 第2号 (熱気室等を有するもの、第4条第4号以外)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	貸切 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
□ 適当な面積の洗い場を設けること	×	×		×	×	×
ハ 脱衣室、休息室の面積 各16.5m ² 以上	×	×		×	×	×
ニ 入浴者用便所を設けること	×	×		×	×	×
ホ (男女別の設備を設ける場合) (1) 前条第2号ハ、ホおよびヘに規定する基準 (2) 休息室は、男女別に区分し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とすること (3) 男女別に区分されたそれぞれの脱衣室および休息室の面積は、ハに規定する数値の1/2以上の面積とすること	×	×		×	×	×
ヘ (浴槽を設ける場合) (1) 浴槽の湯は、適温に保つこと (2) 浴槽の湯を循環して使用する場合は、浄湯装置を設けること (3) 洗い場での使用水、浴槽からあふれ出た水が浴槽内に流入しないための適切な措置を講ずること	×	×		×	×	×
第5条 第3号 (家族風呂) ※普通公衆浴場に併設	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	貸切 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
□ 浴室の数 2室以上	×	×	×		×	×
ハ 浴室の面積 3.3m ² 以上	×	×	×		×	×
ニ 適当な面積の脱衣室を設けること	×	×	×		×	×
ホ 入浴者用便所を設けること	×	×	×		×	×
ヘ 洗場での使用水、浴槽からあふれ出た水が浴槽内に流入しないための適切な措置を講ずること	×	×	×		×	×
第5条 第4号 (保養休養のための施設) ※いわゆるヘルスセンター	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	貸切 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
□ 脱衣室は男女別に区分 面積 各16.5m ² 以上	×	×	×	×		×
ハ 浴場内の休息室の面積 33m ² 以上	×	×	×	×		×
第5条 第5号	普通	個室	サウナ	貸切	保養	その他

(前号以外：その他)	4条	5-1	5-2	5-3	休養 5-4	5-5
□ 適当な面積の脱衣室、洗い場、浴槽を男女別に設けること	×	×	×	×	×	
ハ 入浴者用便所を設けること	×	×	×	×	×	
ニ 洗場での使用水、浴槽からあふれ出た水が浴槽内に流入しないための適切な措置を講ずること	×	×	×	×	×	
基準条例施行規則 第2条 (衛生等の基準)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	貸切 5-3	保養 休養 5-4	その他 5-5
1 浴槽の湯は、満水の状態を保つこと		×		×		
2 脱衣室および浴室には、くす入れ、使用済かみそり入れを備えること						
3 入浴者にタオル、くし、ヘアブラシ、かみそり等を貸与しないこと(1人ごとに消毒したものを貸与する場合を除く)						
4 洗い場には、適当な数の浴用容器および腰掛台を備えること						
5 入浴者用便所には、流水式手洗い装置を備えること						
6 浴槽の湯は、使用のたび取り換えること		×	×		×	×
7 (電気浴器を設ける場合) 電気設備に関する技術基準を定める省令第77条 に規定する基準に適合していること						
8 (電気浴器を設ける場合) 入浴者の見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、電気浴器の使用中は、入浴者の安全に注意すること						
9 入浴者の見やすい場所に、入浴の注意事項を表示すること						
10 (洗濯機を設置し入浴者に使用させる場合) 専用の排水口を設けること						
11 (乾燥機を設置し入浴者に使用させる場合) 水蒸気、燃焼ガス等を屋外に排出できる構造にすること						
12 入浴者が利用する娛樂室、マッサージ室、アスレチック室等を設ける場合には、入浴施設と明確に区分すること						

浴槽水の水質基準

項目	基準	項目	基準
濁度	5度以下	大腸菌群	1個/ml以下
過マンガン酸カリウム消費量	25mg/L以下	レジオネラ属菌	10cfu/100ml未満

浴槽水の検査頻度

	浴槽	消毒の方法	頻度
循環式以外	毎日換水が行なわれている浴槽 かけ流し(※)		1年に1回以上
循環式	毎日換水が行なわれている浴槽		1年に1回以上
	循環式浴槽(毎日換水が行なわれている浴槽を除く。)	塩素系薬剤による方法	6ヶ月に1回以上 (ただし、当該浴槽で気泡発生装置を使用する場合、レジオネラ属の検査は3ヶ月に1回以上)
		塩素系薬剤による方法 以外の方法	3ヶ月に1回以上

(※) 常時、原湯が浴槽に供給されており、その1日当たりの供給量が浴槽の容量以上のもの

原水（湯）、上がり用水（湯）の水質基準

項目	基準	項目	基準
色 度	5度以下	過マンガン酸カリウム	10mg/L以下
濁 度	2度以下	大腸菌群	50ml中に不検出
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	レジオネラ属菌	10cfu/100ml未満